

創業するなら、小田原！！

小田原市は市内で創業を目指す方、
創業後間もない方を応援します！

小田原市創業支援等事業計画についてのパンフレットです。
小田原市において創業を目指す方に向けた各種支援や制度についてご紹介します。

目次

- (1) 「小田原市創業支援等事業計画」について
- (2) 特定創業支援等事業について
- (3) 本市における創業者を対象に含む主な支援制度について
- (4) 各金融機関の創業希望者に向けた融資ローンの紹介

発行元・お問合せ先

小田原市産業政策課 産業政策係
小田原市荻窪300番地 TEL:0465-33-1555

② 創業支援等事業者の支援メニュー表 ※（特）は、特定創業支援等事業に該当

創業支援等事業者	支援メニュー※	問合せ先
小田原市	・創業相談窓口（特）	産業政策課産業政策係 0465-33-1555
神奈川県	・HATSU起業家支援プログラム（特）	神奈川県産業振興課 045-210-5646
小田原箱根商工会議所	・創業相談窓口（特） ・小田原箱根起業スクール（特）	小田原箱根商工会議所 0465-23-1811
小田原市橋商工会	・創業相談窓口（特）	小田原市橋商工会 0465-43-0113
日本政策金融公庫 小田原支店	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	日本政策金融公庫 小田原支店 0465-23-3175
小田原第一信用組合	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施	小田原第一信用組合本部 0465-23-0292
さがみ信用金庫	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	さがみ信用金庫営業統括部 地域元気創造課 0465-24-3176
静岡銀行	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施 ・ビジネスプランコンテスト	静岡銀行小田原支店 0465-23-3141
スルガ銀行	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施	スルガ銀行小田原支店 0465-22-2191
中南信用金庫	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	中南信用金庫下中支店 0465-43-0631
横浜銀行	・創業相談窓口 ・融資制度、成長支援ファンド の紹介・実施 ・創業支援セミナー みらい海図（特）	横浜銀行小田原支店 0465-22-2131 ビジネスローンプラザ 創業支援デスク 0120-58-4580
静岡中央銀行	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施	静岡中央銀行小田原支店 0465-22-9201
公益社団法人 小田原青色申告会	・創業相談窓口（特）	小田原青色申告会 0465-24-2614

(2)「特定創業支援等事業」について

① 概要

創業支援等事業者が創業希望者等に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく事業を「特定創業支援等事業」といいます。

～本市の「特定創業支援等事業」～

「小田原箱根起業スクール」：小田原箱根商工会議所

「HATSU 起業家支援プログラム」：神奈川県

「オンライン創業支援セミナー みらい海図」：横浜銀行

「創業相談窓口」：小田原市・小田原箱根商工会議所・小田原市橋商工会・日本政策金融公庫・さがみ信用金庫・中南信用金庫・(公社)小田原青色申告会

② 特定創業支援等事業の証明書発行について

特定創業支援等事業を受けた方は、市が交付する証明書により、様々な支援措置を受けることができます。なお、証明書発行には条件があり、下記の対象者に発行が可能です。

【発行対象について】

- ・創業前であって、証明書発行申請日から6か月以内に創業予定の者
- ・個人事業主であって、証明書発行申請日において、創業後5年以内の者
- ・個人事業主が事業開始から5年未満で会社を設立し、証明発行申請日において、従前の事業開始から5年以内の者
- ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その設立の日以後5年以内の者

【発行申請等について】

- ・市産業政策課窓口又は市ホームページで申請書を取得し、同課へご提出ください。
- ・詳細やご質問は、市産業政策課（TEL：0465-33-1555）へお問合せください。

③ 特定創業支援等事業認定者への支援措置

(A) 創業しようとする者又は創業後5年未満の個人が、株式会社又は合同会社を設立する場合、登録免許税が軽減されます。

※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、軽減を受けることができません。

(B) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能となります。(通常は創業2か月前)

(C) 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用可能となります。

(D) 国が取り扱う「小規模事業者持続化補助金」の「創業型」を申請することが可能となります。(一般型通常枠の場合、補助上限額50万円のところ、創業型は200万円まで拡充)

(E) 神奈川県が取り扱う「創業支援融資」の貸付利率及び信用保証料率の引き下げの対象として、同融資を利用可能となります。

【注意事項】

- ・支援措置を受けるためには、いくつかの条件、審査等があります。「特定創業支援等事業」を受けることで、この支援措置を受けられるというわけではありません。
- ・(A)の支援措置は、小田原市内で会社(株式会社、合同会社)を設立した場合のみ適用となります。

(3) 本市における創業者を対象に含む主な支援制度について

① 創業支援融資利子補給金

本市では、特定創業支援等事業を受けることで対象となる「神奈川県創業支援融資（創業特例）」を利用する者に対し、利子支払額の一部を補助する制度があります。

※融資の申込は取扱金融機関となります。

補助対象者 ①、②のいずれかに 該当する場合	① 市税の滞納がない者で、市内に事業所等を有し、現に営業している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ、同一事業を営んでいる者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。 ② これから市内で創業を予定している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ同一事業を営む者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。
対象額	神奈川県創業支援融資（創業特例）に係る利子
補給金額	利子補給対象額のうち、年間 10 万円を上限とし、1 月 1 日から 12 月 31 日までの支払い利子額。 ※100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※利子の支払いを始めた日の属する年にあつては、当該利子の支払いを始めた日の属する月から 12 月 31 日まで、利子補給期間の満了日の属する年にあつては、1 月 1 日から当該満了日の属する月まで)
補給期間	利子の支払を始めた日の属する月から起算して3年以内

② リノベーション費用補助金

次の条件を満たす法人に対し、リノベーション費用を補助します。各種条件があるほか、申請には事前相談が必要ですので、市産業政策課企業誘致・労政係（TEL：0465-33-1513）までお問合せください。

補助対象経費	リノベーション工事費用 ※（例）外装工事・内装工事
補助対象者	次のいずれかに該当する者で、市内に本店所在地を置く事業者のリノベーション工事を発注する者 ・市内に新たに事業所を設置する市外の法人 ・事業拡大（3名以上増員）に伴い新たに事業所を設置する市内の法人
補助率	1 / 2 以内
補助上限	250万円

小田原市では、創業者や中小企業者への支援を通じて、地域経済の好循環を図っています。

(4) 各金融機関の創業希望者に向けた融資ローンの紹介

日本政策金融公庫

新規開業・スタートアップ支援資金

メニュー内容

融資利率 利用用途、返済期間、担保の有無により、異なる利率が適用されます。

融資金額 7,200万円以内

対象者 新たに事業を始める方、または事業開始後概ね7年以内の方

日本政策金融公庫国民生活事業では、女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など、幅広い方の創業を「新規開業・スタートアップ支援資金」にて支援しております。詳しくは、支店窓口までお問合せください。

日本政策金融公庫 小田原支店

住所：小田原市本町4-2-39 3階 TEL：0465-23-3175

小田原第一信用組合

創業支援資金「サクセス」

メニュー内容

融資利率 固定年1.6%（創業特例1.2%※）

融資金額 3,500万円

お使いみち 運転資金・設備資金・借り換え資金

対象者 ○開業前の個人で、1カ月以内に新たに個人事業を開業予定の方、もしくは2か月以内に新たに法人事業（NPO法人・医療法人除く）を開業予定の方

○開業してから5年未満の中小企業者（NPO法人・医療法人除く）

※融資申込前に商工会等の経営指導を受け、かつ、融資実行後概ね2回以上の経営指導を受ける方、もしくは国が認定した市町村の特例創業支援事業を利用した方

※法人成は対象外

小田原第一信用組合 本部

住所：小田原市栄町1-5-17 TEL：0465-23-0292

中南信用金庫

ちゅうなん「創業アシストローン」

メニュー内容

融資利率、金額 当庫にお問い合わせください。

*当庫とのお取引内容や商工会・商工会議所からの紹介等の諸条件により、ご融資利率を通常利率から0.2%~1.0%優遇いたします。

お使いみち 運転資金、設備資金

対象者 ○当金庫営業区内で新規創業する個人事業主、法人、または創業してから5年未満の個人事業主、法人

中南信用金庫 下中支店

住所：小田原市中村原734番地 TEL：0465-43-0631

静岡銀行

小規模事業者向けのローン

「しずぎんビジネスクイックローン」

メニュー内容

※小規模事業者様の資金ニーズに合わせた2タイプを用意。

- ① 証書タイプ 最長10年でのご返済が可能です。急な仕入資金や設備投資にご利用いただけます。
- ② カードタイプ ATMから必要な時にご利用が可能です。利息もご利用になった分だけでOKなので安心です。

融資利率	①証書タイプ (個人事業主) 固定金利3段階あり(年5.0%、8.0%、14.9%) (法人) 固定金利5段階あり(年4.0%、6.0%、8.0%、12.0%、14.9%) ②カードタイプ (個人事業主・法人共通) 変動金利3段階あり(年5.4%、8.4%、14.9%)
融資金額	50万円以上500万円以下(1万円単位)
お使いみち	事業資金
対象者	○当行に普通預金、または当座預金をお持ちの方(同時申し込み可) ○当行の営業区域内で事業を営んでいる方

静岡銀行 小田原支店
住所：小田原市栄町4丁目10番3号 TEL：0465-23-3141

さがみ信用金庫

創業支援ローン「START(スタート)」

メニュー内容

融資利率	固定金利 年1.00% (但し、当初2年間は0%)
融資金額	10万円以上500万円以内 ※1事業者、1回限りの申込となります。
お使いみち	創業に必要な運転資金および設備資金
対象者	○新たに創業を計画している事業者で原則6カ月以内に開業できる方、 または創業1年以内の事業者 ○中小企業診断士等の事前モニタリングによる指導を受ける方 ○原則、初期投資(必要資金)の10%以上の自己資金を有する方 ○クレジットカード(事業者向けしんきんカード)をご契約いただける方
その他	○次の団体からの紹介案件の場合、融資新規取扱手数料11,000円が無料になります。 (小田原箱根商工会議所・秦野商工会議所・南足柄市商工会・山北町商工会・小田原市橋商工会・真鶴町商工会・湯河原町商工会・二宮町商工会及び法人会・税理士・公認会計士)

さがみ信用金庫 営業統括部地域元気創造課
住所：小田原市浜町1-4-28 TEL：0465-24-3176

静岡中央銀行

しずちゅう創業応援ローン

メニュー内容

融資利率	固定金利 年2.0%
融資金額	3,500万円以内
お使いみち	運転資金・設備資金
対象者	○現在事業を行っていない開業前の個人で、1カ月以内に新たに個人事業を開業予定の方、もしくは2カ月以内に新たに法人事業（NPO 法人・医療法人除く）を開業予定の方 ○開業してから5年未満の中小企業者（NPO 法人・医療法人除く）
その他	詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

静岡中央銀行 小田原支店
住所：小田原市栄町1-16-35 TEL：0465-22-9201

スルガ銀行

事業用資金の多様なニーズを創業期にサポート！

「フリーローン」

メニュー内容

融資利率	年利 4.4%、7.4%、13.4%（変動金利）
融資金額	10万円以上 1,000万円以内（1万円単位）
お使いみち	運転資金・設備資金など事業用であれば原則自由 （投機資金・公序良俗に反する資金は対象外）
対象者	満20歳以上かつ完済時の年齢が86歳未満の個人事業主の方 （創業予定の方を含む）
返済期間	6か月以上 15年以内
その他	詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

スルガ銀行 小田原支店
住所：小田原市栄町1-5-17 オゾン3ビル3階 TEL：0465-22-2191

上記は、創業支援等事業計画に基づき、小田原市と連携している金融機関です。ご紹介のメニュー内容は一部ですので、融資についての詳しい相談は各金融機関へご連絡ください。

発行元・お問合せ先

小田原市産業政策課 産業政策係
小田原市荻窪300番地 TEL:0465-33-1555